

平成27年10月から、国民一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- 市区町村から、住民票に登録された住所に通知カードが送付されます。
- 通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を指定発行機関に郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

法律で定めた事務以外で マイナンバーの収集・提供はできません。

- 個人情報やプライバシーを保護するため、マイナンバーを利用できる事務の範囲や、マイナンバーの収集・提供・保管などの行為は、法律で厳しく制限されます。
- 関係機関では、情報システム制御や事務の運用規程など、様々な安全対策が講じられます。
- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

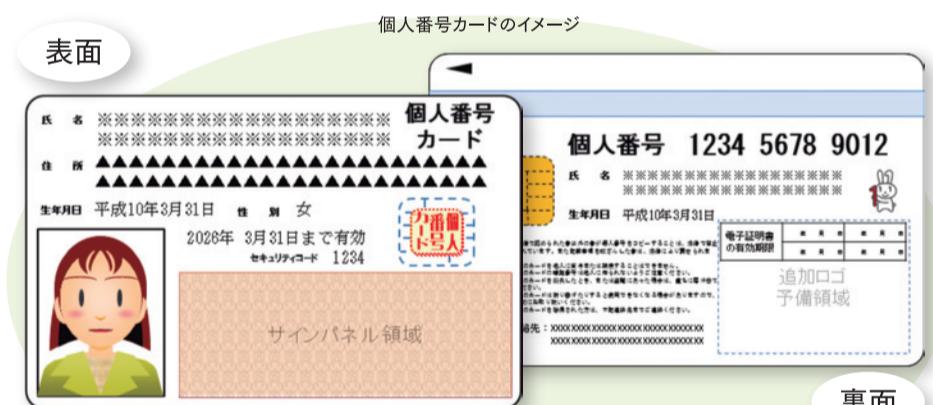
平成28年1月から、 マイナンバーの利用が始まります。

- 年金、雇用保険、医療保険などの各手続き、確定申告など税の手続から、順次マイナンバーの利用が始まります。
- 民間の事業所も、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた事務に限り、マイナンバーを取り扱いますので、従業員の方は勤務先でもマイナンバーの提示が求められます。

個人情報を保護するため 様々な安全対策がとられます。

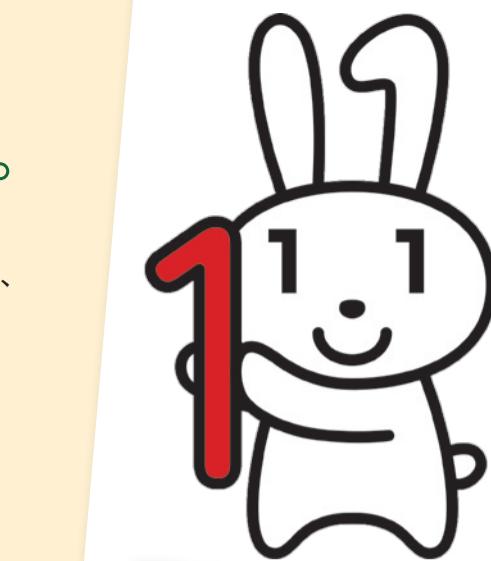
- 国の専門委員会がマイナンバーの適正な利用等を監視・監督します。
- 行政機関等が事前にマイナンバーを利用する事務を評価する制度が導入され、外部第三者による点検も実施されます。（※鳥取市では外部委員による評価審査会を新設しています。）
- 情報システムを利用する職員の制限や、行政機関等の間で連携する個人情報データの暗号化などが図られます。

マイナンバー制度では次の二つのカードのいずれかを所持いただきます。



個人番号カード

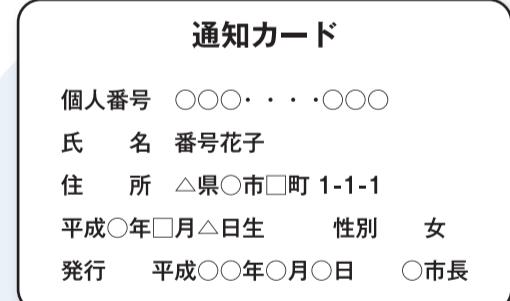
希望者で申請いただいた方に交付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示と本人確認などに使用します。交付時に、住基カード、通知カードは返納いただきます。



民間の事業所でも
マイナンバー対応が
必要です。

- 各事業所では、源泉徴収などの税手続きや、健康保険、雇用保険などの事務で、関係書類にマイナンバーの記載が必要になります。
- このため、従業員やその家族のマイナンバーを収集して管理するなど、次の対応が必要になります。
 - ①従業員や家族のマイナンバーの適切な収集と管理。
 - ②給与システムなどの改修。
 - ③法律に基づく個人情報等の安全管理対策。
 - ④事務処理規程などの見直しや整備。

通知カードのイメージ



通知カード

マイナンバー通知の際に世帯ごとに世帯員全員に送付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示に使用します。（手続きの際には、本人確認のため身分証明書類も同時に必要です。）

マイナンバーは一生使うものです。
大切に保管してください。

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式 twitter https://twitter.com/mynumber_pr



鳥取市の魅力や、みなさんとコミュニケーションを図るために、情報発信を行っています。



鳥取市長



[編集・発行]

鳥取市 企画推進部

秘書課広報室

TEL : 0857-20-3132

FAX : 0857-20-3056

メール : kouhou@city.tottori.lg.jp



すごい！鳥取市

検索